二　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもって本邦に三年（特別高度人材にあっては、一年）以上在留して同号に掲げる活動を行っていたこと。

［三・四　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）		
在留資格	活動	資料
［略］		
高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動	一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　［略］ ロ　本邦において行おうとする次の(1)から(3)までに掲げる活動の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる資料 (1)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号。以下「特別高度人材省令」という。）第一号に該当することを明らかにする資料又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 (2)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動　特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料 (3)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動　特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料

改正前		
別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）		
在留資格	活動	資料
［同上］		
高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動	一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　［同上］ ロ　本邦において行おうとする次の(1)から(3)までに掲げる活動の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる資料 (1)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 (2)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料 (3)　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料